

## 特記仕様書 (フォトコンテストの運営支援)

### (適用)

第1条 本特記仕様書は、基本仕様書第11条第5項に記載する「フォトコンテストの運営支援」について、必要な事項を定めるものである。本特記仕様書に記載されていない事項については、基本仕様書に従うものとする。

### (業務目的)

第2条 本業務は、フォトコンテストを通じて、かわまち空間の魅力を市民が互いに共有できる機会を提供し、市民の河川に対する親しみや関心を高めることを目的とするとともに、(仮称)千葉市の川・コンセプトブックに掲載する資料の一部にするものとする。

### (作業内容)

第3条 発注者が令和5年10月1日から11月30日までの期間で実施するフォトコンテスト「(仮称)私の好きな川の風景」の運営支援として、次の(1)～(3)の業務を行うものとする。

フォトコンテストは、Instagramを用いて募集するものとし、フォトコンテスト参加者は、Instagramアカウント(chibamachi\_official)をフォローし、フォトコンテスト用のハッシュタグ「#わがまち千葉」と「#都川」(花見川の写真正は#花見川、鹿島川の写真正は#鹿島川)を付けて、Instagramに投稿するものとする。

なお、原則Instagramによる投稿とするが、Instagramアカウントを所有していない方に対応するため、メール等による応募も合わせて実施すること。

#### (1) Instagram 広告等

受注者は本フォトコンテストをPRするためのフィード広告を作成し、市内のInstagramユーザーに、月額限度内で効果的にリーチする広告掲載を行うこととする。

##### ①フィード広告(静止画)の作成

フォトコンテストのイメージが伝わるデザインでフィード広告(静止画)を作成する。フィード広告に使用する静止画は、メインの画像1枚、賞品紹介画像1枚の合計2枚程度とする。

##### ②Instagramへの広告掲載

発注者のInstagramアカウントから、Instagramへ広告を掲載する。

広告配信先のターゲット等は別途発注者と協議し決定すること。

フィード広告からリンクするフォトコンテストの説明ページは、発注者が運営す

るホームページ内に発注者が用意する。

なお、広告費は月額5万円とし、令和5年10月1日から11月30日まで運用すること。(広告費合計10万円)

## (2) 応募作品リスト作成

受注者は、投稿作品をパソコン上でプリントスクリーンし、ID番号を付与して3河川(都川・花見川・鹿島川)ごとにjpegまたはpng形式で保存するものとする。1投稿で複数枚の写真を投稿している場合はそれぞれ1点とカウントし、別々の画像として保存すること。

受注者は、投稿作品のリストを3河川(都川・花見川・鹿島川)ごとにエクセル(xlsx形式)で作成すること。属性は、投稿日、アカウント名(投稿者名)、ID番号、投稿時のコメントとする。

提出期限：令和5年12月11日(月)

## (3) 賞品購入・発送

①受注者は、フォトコンテスト入賞者への賞品として、発注者が別途指示する総額約4万5千円相当(送料は別途とし、委託費を含むこと)の賞品を用意すること。

なお、入賞者の人数は、最優秀賞3名(各河川1名)、入選6名(各河川2名)の合計9名とし、発注者が決定するものとする。

②受注者はフォトコンテストの入賞者に対し、賞品等の発送を行う。

ア 決定した入賞者及び入賞者以外で発注者がコンセプトブックへ掲載することを決定した者へInstagramアカウント(chibamachi\_official)より、DM(ダイレクトメッセージ)で連絡を取り、入賞者の氏名、住所、電話番号等をリスト化する。

イ 入賞した写真のオリジナルデータを応募者から受領する。この際、公開・利用についての再度確認し、承諾を得る。(応募規約に明記するが、ここで再度確認すること。)

ウ 10日を過ぎてもDMの返信が来ない場合、発注者と協議して再度候補者を選定し、DMで連絡を行うこと。

エ 入賞者へ賞品等を発送すること。

オ 賞品の発送期限は、令和6年2月29日(木)とする。

## (著作権等)

第4条 本業務で作成した成果物及び成果物に使用したイラスト、写真などの素材に係る一切の著作権(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む)は、発注者に帰属するものとする。また、受注者は発注者又は発注者の指定する第三者に対し著作者人格権を行使しないものとする。

受注者は、成果物について、第三者の著作権、商標権、意匠権その他の知的財産権等の一切の権利を侵害しないことを保証することとし、成果物について第三者の権利を侵害していた場合に生じる一切の責任は受注者が負うものとする。

(その他留意事項)

第5条 業務完了後に、受注者の責任に帰すべき理由による成果物の不良箇所があった場合は、受注者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は受注者の負担とする。

電子媒体によるデータ納品については、ウィルス対策ソフトにより検査した上で納品すること。納品物が納品時点でウィルス感染していることにより、発注者又は第三者が損害を受けた場合は、全て受注者の責任と負担により、原状回復、及びその他賠償等について対応すること。